

# 総務厚生常任委員会会議録

## 目次

---

---

【開 会】 .....	4
議案第 1 号 令和 4 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号） .....	4
議案第 2 号 令和 4 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） .....	13
議案第 3 号 令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） .....	14
議案第 1 3 号 矢板市は犯罪被害者等支援条例の制定について .....	15
議案第 1 9 号 矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について .....	23
議案第 1 4 号 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について .....	26
議案第 1 5 号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について .....	28
議案第 1 6 号 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について .....	30
委員長報告 .....	32
閉 会 .....	32

## 1 日 時

令和4年9月7日（水）午前9時56分～午前11時55分

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席委員（8名）

委員長 高瀬由子  
副委員長 掛下法示  
委員 藤田欽哉 佐貫 薫 小林勇治  
宮本妙子 石井侑男 中村久信

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員（26名）

- |   |  |
|---|--|
| <p>(1) 総合政策課（1人）<br/>①総合政策課長 和田理男</p> <p>(2) デジタル戦略課（2人）<br/>①デジタル戦略課長 石川民男<br/>②デジタル戦略担当 松本一裕</p> <p>(3) 秘書広報課（1人）<br/>①秘書広報課長 佐藤賢一</p> <p>(4) 総務課（5人）<br/>①総務課長 高橋弘一<br/>②行政担当 相馬香織<br/>③人事担当 高橋和寛<br/>④財政担当 矢板 洋<br/>⑤管財担当 船山幸男</p> <p>(5) 社会福祉課（3人）<br/>①社会福祉課長 沼野晋一<br/>②障がい福祉担当 白田修一<br/>③生活福祉担当 田城宣宏</p> | <p>(6) 高齢対策課（3人）<br/>①高齢対策課長 高橋理子<br/>②地域支援担当 前野路代<br/>③介護保険担当 森山 敦</p> <p>(7) 子ども課（1人）<br/>①子ども課長 小野崎賢一</p> <p>(8) 健康増進課（4人）<br/>①健康増進課長 日賀野真<br/>②健康増進担当 藤田仁美<br/>③国保医療担当 鈴木 有<br/>④ワクチン接種室 高瀬史章</p> <p>(9) 生活環境課（3人）<br/>①生活環境課長 村上治良<br/>②企画・危機対策担当 星宮良行<br/>③生活業務担当 白石義人</p> <p>(10) 市民課（1人）<br/>①市民課長 星 哲也</p> |
|---|--|

(11) 選挙監査事務局（2人）

①選挙監査事務局長 柳田恭子

②選挙監査事務局 黒崎真史

## 6 欠席説明員

出納室長 塚原 由

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

7 事務局 矢板寿江 佐藤晶昭

## 8 付議事件

議案第 1 号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第4号）

議案第 2 号 令和4年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第 3 号 令和4年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第13号 矢板市犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第14号 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第15号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

議案第16号 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第19号 矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

## 9 会議の経過及び結果

### 【開 会】

○委員長（高瀬由子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。 (9時56分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第1号から議案第3号まで、議案第13号から議案第16号まで、及び議案第19号の8件である。

なお説明に当たっては、執行部には簡潔な御説明をお願いする。

### 議案第 1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第4号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（高橋弘一） 補正予算書の1ページをお開きいただきたい。

（「補正予算書」1ページの朗読を省略、2～6ページにより説明）

（詳細について「予算に関する説明書」により説明）

### 歳入

15款1項1目 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金は会計年度任用職員の人件費の調整に伴う減額。

15款1項2目 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金と四つ下の2項3目 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、実施期間延長に伴う追加接種に係る体制確保の経費と会場運営の経費で、国からの負担金と補助金。ワクチン接種業務や接種会場運営業務が負担金の対象。補助金は接種予約システムの使用料や予約受付業務、接種券の郵送代が対象となる。

15款2項1目 マイナンバーカードを交付事務費補助金は、マイナンバーカード交付事務に関わる職員人件費の調整に伴う追加計上。

15 款 2 項 2 目 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、当初予算では国庫支出金として計上していたが、県支出金に科目変更したものの。

介護保険事業費補助金は、介護報酬改定に伴うシステム改修費に対する補助金。

15 款 3 項 2 目 基礎年金事務費等交付金は、会計年度任用職員人件費の調整に伴う減額。

16 款 2 項 1 目 移住支援事業費補助金は、移住支援金の申請増に伴う追加計上。

16 款 2 項 2 目 物価高騰対策生活困窮者自立支援金支給事業補助金は、県の補正予算で創設された補助事業であり、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再給付決定世帯への支援金に対する補助金。私立幼稚園等給食費保護者負担軽減事業費補助金も県の補正予算で創設された補助事業であり、私立幼稚園等への給食食材費高騰分の支援に対する補助金。

16 款 2 項 4 目 多面的機能支払事業費補助金は、事業に取り組む活動組織の増による追加計上。

16 款 2 項 7 目 小学校費補助金と中学校費補助金の新型コロナウイルス感染症対策支援員配置事業補助金は、各学校に配置した支援員に対して、県から補助される予定であったが、県で直接雇用したことによる減額。

16 款 3 項 1 目 基幹統計調査委託金は、今年実施の就業構造基本調査の調査地区を当初 11 地区で予定していたが、1 地区増えたことによる追加計上。

17 款 1 項 2 目 株式会社やいた未来株主配当金は、株式会社やいた未来からの配当金で、出資金に対して 20%の配当。

19 款 1 項 基金繰入金 減債基金繰入金と財政調整基金繰入金はそれぞれ減額。

19 款 2 項 特別会計繰入金 介護保険特別会計繰入金と国民健康保険特別会計繰入金金は、令和 3 年度事業の精算に伴う繰入金。

21 款 諸収入 過年度収入は、介護保険事業における低所得者保険料軽減負担金に係る令和 3 年度事業精算に伴う国と県からの追加交付。その他の雑入も介護保険事

業において、保健事業等を介護予防等の一体的実施事業に関わる会計年度任用職員人件費調整に伴う減額。

22 款 市債 道路整備事業は、舗装修繕工事における事業費増額に伴う追加計上。

## 歳出

今回の補正予算は、4月の人事異動に伴う人件費の過不足調整、令和3年人事院勧告に伴う期末手当の減額、令和4年10月から会計年度任用職員の健康保険部分について、地方公務員共済組合の短期給付適用に伴う社会保険料から共済組合負担金への変更。各款項目で人件費関係を計上しているが、それぞれの説明については省略する。

2 款 1 項 5 目 財産管理費 庁舎管理整備事業は、電気料金高騰に伴う庁舎電気料の補正。こまめな消灯や適正なエアコン温度の設定等の節電対策を行っているが、料金高騰により追加計上するもの。

2 款 1 項 6 目 企画費 地域づくり支援事業の補助及び交付金は、移住支援金に当初予算2件を計上していたが、既に2件分の交付決定をしており、現在3件の相談等が来ているので、追加計上するもの。

2 款 1 項 9 目 諸費 地域安全活動推進事業の補助及び交付金は、本定例会議で議案第13号矢板市犯罪被害者等支援条例の制定案を提出しているが、それに関わる見舞金の予算計上となる。

2 款 5 項 2 目 基幹統計費 各種統計調査事業は、就業構造基本調査において11地区を予定していたが、1地区増による調査委員1名増の経費等。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費 生活困窮者自立支援事業は、県の補正予算で創設された補助事業に関わる経費で、新型コロナウイルス感染症、生活困窮者自立支援金の再給付決定世帯に対する支援金に関する経費。1世帯5万円を支給するもので16世帯を見込んでいる。

国民健康保険特別会計繰出金は、人事異動等による人件費の調整に伴う特別会計への繰出金の追加計上。

3款1目2項 老人福祉費 低所得者利用者負担対策事業は、令和3年度事業の精算に伴う県への返還金。

介護保険特別会計繰出金は、介護保険事業における低所得者保険料軽減負担に関わる令和3年度事業の精算に伴う国、県からの追加交付と人事異動に伴う人件費調整の追加分の繰出金。

3款2項1目 児童福祉総務費 子育て支援事業の償還金、利子及び割引料は、令和3年度に実施した子育て世帯への給付金支給事業の精算に伴う国への返還金である。積立金は、株式会社やいた未来からの配当金をこども未来基金に積み立てるもの。

3款2項2目 児童措置費 民間保育所等運営補助事業は、県の補正予算で設置された補助事業に関わる経費で、私立幼稚園等における給食食材費高騰分に対する補助金。児童一人当たり3,000円を補助するもので、15施設を見込んでいる。

4款1項2目 予防費 こども予防接種事業は、子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨の再開に伴い、任意接種した方に対する費用の助成を行うもの。1回当たり1万6,500円、10回分を見込んでいる。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、実施期間の延長に伴う追加接種に関わる体制確保や会場運営に要する経費で、光熱水費は文化会館の電気水道代、通信運搬費は接種券等の郵送代、委託料は医療機関への接種業務委託、接種会場運営業務委託、予約受付業務委託等である。使用料及び賃借料は予約システムの使用料等。

6款1項10目 日本型直接支払事業費 多面的機能支払事業は、事業に取り組む活動組織が増えたことによる追加計上。

- 6款2項2目 林業振興費 八方ヶ原交流促進センター管理運営事業は、山の駅改修事業に関わる設計業務委託料の減。
- 7款1項1目 商工振興費 企業誘致推進事業は、新たな産業団地の整備について検討するため産業用地の適地選定調査を行うもの。
- 8款2項2目 道路維持費 市道維持管理事業は、消耗品は融雪剤の購入費用、委託料は道路を除排雪業務委託、工事請負費は市道鹿島町東町1号線、中央通りの区画線設置工事や法面補修工事2か所分。
- 舗装修繕事業は、乙畑5号線の舗装修繕工事等の追加分。
- 認定外道路整備事業は、荒井地区の舗装側溝整備工事。
- 8款3項1目 河川費 普通河川整備事業は、高塩地区の認定外水路の法面復旧工事と土砂撤去工事。
- 8款4項2目 公園維持管理費 都市公園維持管理事業は、末広町にあるレンゲ公園のケヤキ3本の枝伐採業務。
- 10款1項2目 事務局費 矢板市立学校教職員配置事業の報酬は、新型コロナウイルス感染症対策支援員において、県が直接雇用した4名が配置されたため、4人分を減額。
- 10款2項1目 学校管理費 小学校一般管理事業の光熱水費は、小学校の電気料の補正。備品購入費は、川崎小学校統合に伴う東小学校の教室増設に関わる床置エアコン2台分の購入費。
- 小学校維持管理事業の修繕料は緊急修繕対応分。工事請負費は川崎小学校統合に伴う東小学校の教室改修工事。多目的室を間仕切りし、二教室分を作るものであり、間仕切り工事、電源工事などを行うもの。
- 10款3項1目 学校管理費 中学校一般管理事業の光熱水費は中学校の電気料。
- 中学校維持管理事業の修繕料は緊急修繕対応分。工事請負費は矢板中学校のスクールバス進入路整備に伴うバスの転回所の整備工事。



10 款 4 項 1 目 社会教育総務費 生涯学習館管理運営事業の光熱水費は、生涯学習館の電気料。

10 款 4 項 2 目 公民館費 公民館管理運営事業の光熱水費は、公民館 3 か所の電気料。地域づくり推進事業は、白栗自治公民館の改修に関わる補助金で改築工事費の 30%を補助するもの。

10 款 4 項 3 目 図書館費 図書館管理事業は図書館入口の階段タイルの修繕。

給与費明細書は、4 月の人事異動に伴う人件費の過不足調整、令和 3 年人事院勧告に伴う期末手当の減額、令和 4 年 10 月からの会計年度任用職員の健康保険部分について、地方公務員共済組合の短期給付が適用に伴う、社会保険料から共済組合負担金へ変更したもので、記載のとおりである。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第 1 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○中村委員 光熱水費の電気料金の値上がり分として庁舎、学校、公民館が計上しているが、増加、補正の仕方が違うので説明いただきたい。当初予算に対して補正が 40%増のところもあれば、10%のところもある。その差について伺う。

○総務課長 当初予算は年間の予定を見込んで各施設で計上し、今回 9 月補正ではこれから半年間の見込みを立て、それぞれの施設で伸び率等を見込んでいる。施設によって大きく増えていたり、増えていないところがある。特に中学校の施設 3 か所で 700 万円ほど増えている。こちらは中学校体育館にエアコンを設置したので、その影響が大きいこともあり、それぞればらつきのある増額の補正となっている。

○中村委員 中学校はエアコンが原因で約 40%増えているということだが、庁舎が 40%増えているのは何か変化があったのか。また、節電対策は行っているということだが、電力逼迫ということでもいつも以上に行っている特徴的なところを伺う。

○総務課長 庁舎は東京電力と契約している。今まで基本料金の半分か程度の割引があったが、1 月からなくなる。一番大きいのが燃料調整額という従量料金の部分が

4月は2.2円、10月は7.8円と3.5倍になっているので、庁舎は40%ぐらいの追加計上をしている。

次に、節電対策は、これまでこまめな消灯、エアコン温度の適正化をしている。さらにとすると難しいが、今年は人事担当のほうで時間外削減の通知を出して、なるべく電気を使わないような取組をしている。小さな取組だが、そういった対策をして少しでも減らしていきたいと考えている。

○中村委員 燃料調整額が増えているという話はあったが、それは他の建物については特に影響がないという捉え方でいいのか。公民館、小学校は両方とも11%ぐらいで、特にそちらは影響ないという見方でいいのか。

○総務課長 使用量の違いもあり、これで大丈夫というところである。

○小林委員 20ページ、21ページの商工振興費、企業誘致推進事業の調査費で400万円追加と説明されたが、企業誘致のために具体的にどんな調査をされるのか伺う。

○総務課長 産業用団地の関係で、これから業務委託をして調査をするところであり、南産業団地の販売区画があと残り1区画になっているので、新たな産業団地の整備を検討していかなくてはならないところである。市内全域について整備可能性調査として、水源、排水処理の容易性を総合的に検討して、適地を調査するものである。

○小林委員 矢板市全体の調査に取りかかるための予算を組んだということで、了解した。

○石井委員 27ページの学校一般管理事業の中で、中学校維持管理事業の工事請負費415万8,000円でスクールバスの回転場を整備するとのことだが、その場所について伺う。以前から中学校へ通っている父兄から、駐車場がひどくぬかるんでいて困っているとの苦情が寄せられていたので、その周辺の場所を整備するのか、少し詳しく整備場所も含めて説明いただきたい。

- 総務課長 場所は矢板中学校になるが、PTAの方の駐車場がどこか分からない。
- 今回整備するスクールバスの転回場は、西側の元調理場があったところ、プールの北側、技術棟がある南側にスクールバスの進入路を作り、バスの転回場も整備していくものである。矢板中学校の西側に進入口があったかと思うが、そこからバスが進入し、そこで転回するもので、当初予算で進入路の工事費は計上していたが、転回場もないとグラウンドが荒れてしまうので、今回補正で転回場の整備工事を計上している。
- 石井委員 父兄から苦情があった校庭のぬかるみ等はある程度解消できるということではよろしいか。
- 委員長 場所が違うと思う。
- 石井委員 場所は言われているところである。
- 委員長 苦情があったのは、プールの北側か。それとも他の駐車場か。
- 石井委員 バスが入って転回するというその周辺である。約1反歩ちょっとある。
- 総務課長 父兄が使っているところとその辺りというお話だが、PTAのためにやるわけではなくて、バスの転回場の整備ということで実施するものである。
- 石井委員 話は分かるがせっかくの工事なので、約460万円の予算にそれほどプラスしなくても、アスファルト舗装だと大変かもしれないが、砂利を敷く程度の費用はそんなにかからないと思うので、転回場のためと言っても、そこで子供たちは乗降り校舎まで歩かなくてはならない。その辺はできれば現場の声も聞きながら進めてもらえばありがたいなと思って要望する。
- 佐貫委員 19ページ農林水産業費の日本型直接支払事業費、多面的機能支払事業は、プラス1事業が増えた説明があったが、具体的な内容を伺う。
- 総務課長 多面的機能支払事業は、補助メニューが三つあり、農地維持支払、資源向上、資源向上の加算である。農地維持支払は、施設の維持として草刈、水路の泥上げ等をやる事業である。資源向上は水道、農道等の施設の初期補修に取り組むも

の。資源向上の加算は遊休農地の活用、福祉・教育機関との連携といった取組で補助のメニューが三つある。

今回、追加補正したのは、この三つ全てに取り組む団体で、倉掛地区の団体である。また、今まで農地維持支払、資源向上という二つのメニューをやっていた団体が、さらにこの加算事業に取り組むことになった。こちらは泉地区の団体で、追加で補助メニューに取り組むための追加計上である。

○宮本委員 29 ページ、公民館費の公民館管理運営事業で、白栗公民館に 30%の補助という説明をいただいたが、内容をもう一度伺う。

○総務課長 公民館での補助メニューがあり、新築の場合は工事費の 35%、改築の場合は 30%で、今回白栗公民館はこれを使うということである。白栗公民館は老朽化し、床の修繕等をしたいとの相談があり、この補助メニューの活用となっている。

○宮本委員 公民館に対する補助というのは、どの程度の事業に対して補助が出るのか。例えば、水洗トイレを直したい、今風のトイレにするというような改修工事に対しては、補助は考えられるか。

○総務課長 補助の交付要綱に具体的に書かれていないが、新築や改築、改造というようなところである。申し訳ないが担当課に聞いていただきたい。ただ、限度額が 500 万円ということである。

○宮本委員 担当課のほうで伺う。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 1 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

## 議案第 2号 令和4年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○委員長 提案者の説明を求める。

○高齢対策長(高橋理子) 補正予算書7ページをお開きいただきたい。

(「補正予算書」7ページの朗読を省略、8・9ページにより説明。)

今回の補正予算の主な理由は、人事異動等に伴う人件費の整理、令和3年度事業の精算に伴う事業費の整理等によるもの。

次に、詳細について、予算に関する説明書で説明する。36・37ページをお開きいただきたい。

### 歳入

3款～8款1項2目～4目 人事異動等に伴う人件費の調整。

8款1項5目 保険料軽減に要する公費繰入金。前年度の低所得者保険料軽減負担金の精算金。

9款1項1目 繰越金 前年度の精算繰越金。

### 歳出

1款1項1目 一般管理費 人事異動に伴う職員費の整理と事務費は前年度介護給付費等の精算によるもの。

1款2項1目 賦課徴収費 人事異動に伴う職員費の整理。

1款3項2目 認定調査等費 会計年度任用職員の人件費の調整に伴う減額。

3款2項1目 一般介護予防事業費及び3項4目認知症総合支援事業費は、職員及び会計年度職員の人件費の調整。

5款1項1目 基金積立金 前年度の保険料精算等に伴う積立金。

次に、42 ページの給与費明細書は、一般職員 7 名と会計年度職員 12 名の補正前後の給与費の明細。人事異動等に伴う人件費の調整によるもので、読み上げについては省略する。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第 2 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 2 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決された。

### 議案第 3 号 令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○健康増進課長（日賀野真） 補正予算書 11 ページをお開き願う。

（「補正予算書」11 ページの朗読を省略、12・13 ページにより説明）

今回の補正の主な内容は、前年度繰越金の財政調整基金への積立て、人事異動等に伴う人件費の調整、保険給付費等交付金等の精算に伴う返還に関する補正である。詳細については、予算に関する説明書で説明する。48・49 ページをお開き願う。

### 歳入

8 款 1 項 1 目 一般会計繰入金 人事異動等に伴う人件費の増額及び事務費の減額補正。

9款1項2目 その他繰越金 前年度の繰越金。

## 歳出

1款1項1目 一般管理費 職員給与費等は、人事異動等による減額補正。事務費は、会計年度任用職員の期末手当の率の変更等による増減及び前年度の一般会計繰入金  
の精算に係る繰出金。

1款2項1目 賦課徴収費 職員給与費等は人事異動等による増額補正。

6款2項1目 特定健康診査等事業費 職員給与費等は人事異動等に係る減額補正。

7款1項1目 財政調整基金積立金 前年度の事業費決算により生じた剰余金を、財  
政調整基金へ積み立てるための増額補正。

8款1項3目 償還金 保険給付費等交付金等概算払いを精算したことにより、超過  
交付分を返還するための増額補正。

給与費明細書 1 一般職の総括の部分(1)は職員6人分及び会計年度職員の給与費等。

(2)の給料及び職員手当の増額等の明細は、記載のとおり。

○委員長 これより議案第3号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

## 議案第13号 矢板市は犯罪被害者等支援条例の制定について

○委員長 提案者の説明を求める。

○生活環境課長（村上治良） 議案書は9ページからになるので、御覧いただきたい。

（「議案書」9ページを朗読）

10 ページ以降の条文の朗読に代えて、主な内容について説明する。

本条例の制定については、本市における犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るために必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等基本法に規定され地方公共団体の責務となっているもので、昨年3月に閣議決定の第4次犯罪被害者等基本計画に犯罪被害者等支援条例の制定が盛り込まれていることから、条例制定についての機運が全国的に高まったところである。

このような国の動向もあり、栃木県と小山市が昨年度に条例施行しており、他の県内自治体では、条例とは別に見舞金制度を施行する宇都宮市を除いた、残る23市町が来年の4月までに条例施行する動きとなっている。

条例の目的や定義は、議案書10ページに記載のとおりですが、第2条において犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為、犯罪被害者等とは犯罪等により被害を受けた者及びその家族、または遺族などを定義づけている。

11 ページの第3条では基本理念、12 ページの第4条から第6条においては、市の責務、市民等の責務及び事業者の責務等を定めている。

第7条は、相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を市に設置するもの。

次の13ページの第8条には、先ほどの補正予算のほうでも一部入っていたが、見舞金の支給として、第3項第1号で遺族見舞金として30万円、第2号で重傷病見舞金として10万円を定めている。さらに、第9条で犯罪被害者等が再被害、及び二次的被害を受けることを防ぎ安全の確保を図るとともに、第10条において犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等について、一時的な利用に供する住居の提供等、必要な施策を講ずるものとする。



次の14ページの第11条以降は、議案書のとおりで、15ページの附則に記載のとおり施行期日は本定例会で議決の後、令和4年10月1日から施行することとする。

なお、経過措置を設けており、第8条の規定の見舞金の支給は今年度を対象とし、令和4年4月1日以降に行われた犯罪行為について適用と考えている。

説明は以上となる。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○佐貫委員 趣旨は本当に賛同している。ただ大事なのは犯罪被害に遭った人がスムーズに困ることなく申請ができて、見舞金を受領できることだと思っている。運用の部分について伺う。

先ほど課長が言われたとおり第4次犯罪被害者等基本計画、令和3年3月に閣議決定したものに基づいて各都道府県、各市区町村が行っていると思うが、具体的な運用方法として犯罪被害者が申請する際に、各市区町村の警察の窓口で公安にまで行くルートと、栃木県で遺族見舞金60万円、重傷病見舞金20万円という設定があり、今回矢板市が30万円及び10万円で見舞金を設定している。懸念するのは、都度その申請書類を各3団体に出さなくてはいけないのか。おそらく最初は公安の書類だと思うが、それが県や市区町村に共有されて、被害者の方は手間暇かけずに各3団体から見舞金がもらえるのか否か、まず確認したい。

○生活環境課長 申請のルートが三つに分かれているということで、その運用ルートについては、条例制定後にさらに詳細を詰めますけれども、当然犯罪なので真っ先に公安のルートが一番早い。市と公安と県団体の被害者支援センターとちぎがあり、そちらと連携を取って調整する機能を果たしていただく。その申請がそれぞれ必要かという最終的には見舞金の支給等でそれぞれ必要にはなってくるが、情報の共有を図る上から、被害者支援センターとちぎを拠点として犯罪被害者等の家族に寄り添う形になりますけれども、できるだけその運用で困らないように、また情報提供も公安から入った情報によって県と市は連携してやっていくことになるの

で、詳細のルートについては細部を詰めなければいけないが、例えば先行事例によると警察と市と被害者支援センターとちぎと3者協定締結等をして情報の共有を図っているの、矢板市も施行後、協定締結等を進めて情報の共有を図っていききたい。

○佐貫委員 具体的な運用の詰めは今後と伺ったので、やはり行政書類を書くというのは、犯罪を受けた後に大変だと思う。心理的なストレスがかかっている状態であつ、栃木県の書類を見たがあれはなかなか書けない。例えば今課長が言っていた窓口が、その書類を一本化するとか、ぜひ検討いただいて、その書類をみんなで共有できるようになれば終わるのかなと思うので、一市町だけでは難しいかもしれないが、検討していただきたい。

他の市区町村を見ると、犯罪被害者等給付金は遺族見舞金、重傷病見舞金、障害という3本立てになっていて、市区町村でどれを該当させているのかが違うと思っている。栃木県と小山市、矢板市の場合は遺族と重傷病見舞金だが、障害を省いた理由があれば教えていただきたい。

○生活環境課長 他市の事例等で、三つ見舞金を設けているが、そのうちなぜ傷害の部分について除いたかという、県内の事例を見て、ある程度後遺症が残ったものについては二つあり、隣のさくら市に入っているかと思うが、基本的には今回のモデルは小山市モデルで検討しました。

栃木県を参考に1年先行でやっているの、まず犯罪被害者等の支援に先立つことを目的に設定している。障害の程度の検討については、事例が少ないこともあり、条例施行を優先させていただいたところである。今後運用していく中で、どういう事例が出てくるのか、少し質問から逸れますが、この対象となるような案件は、過去3年間矢板市では幸いなことにないので、そういう事例があったときに不都合が生じてくるようならば、他市の状況も変わってくると思う。まずは条例の制定を優先させていただいて、先行させていただいたところである。

○佐貫委員 適用がないのが一番いいと思うが、あった時にその方が困るという後追いは一番困ると思うので、他自治体の事例とか見ていただき、その三つ目の障害という適用が必要か否かも矢板市で起きないからいいとかではなくて、他事例も参考して、運用のときに改善等々していただきたい。

○中村委員 先ほど言われた県と小山市が先行して、2番手でその他の自治体がというような話なので、新しい条例を見ながら、意味がよく分からない部分もあって質疑する。

まず第2条で市民等とあるが、第5条で市民等の責務が課せられるわけだが、それに関連して、滞在しというのがあるが、市内に居住し、勤務し、在学するとかは分かるが、滞在しというのはどういう人なのか。責務にも関わるので確認したい。

○生活環境課長 第2条第3号の市民等のところの条文だと思うが、この条例を適用させるに当たって基本的には住居、居住地の対象、市町村で言うとその住所、居住地の対象が大半で行っているが、県でいうと市町を超えて対象にしている。基本的にはその滞在している方を対象にするかどうかという話だと思うので、滞在していたところということではなく、補助の制度上を矢板市では、矢板市民の方を対象にするとか、そういうものを優先している。自治体によっては他市に行ったときに、被害を受けたときにその他市でも見みてあげるなど、そういうところをカバーしている。市町のレベルでいうと、居住地対象が大半な状況なので、そこでエリアを越えた対応という栃木県のほうの対応して、見舞金が重複するけれども、カバーできるものと捉えて、矢板市は矢板市民の方を対象に制度趣旨を構築したところである。

○中村委員 ちょっと伺っている趣旨が違っていて、対象が市民であるというのは分かるが、後に市民等の責務というのが出てくる。滞在している人にも当然責務があるということになるわけで、住んでいなくても、在学、勤めが矢板市の場合は対象

となる。その滞在という人がどのような人なのかよく分からない。対象となるなら  
ないではなくて責務の対象になるので、どういうケースかという意味合いである。

○生活環境課長 滞在という定義、意味で、どんな人なのかは、例えば旅行等で市内  
に滞在している方とか市内で働く方、学校で通っている児童とか。

○中村委員 それは後に勤務し、在学しというのがある。

○生活環境課長 それ以外のことでいうと、市内に旅行とかで滞在していた方がこの  
制度に逆に協力をする、していただくというような責務が出てきますので、そこに  
引っかけて、事件当時に市内で滞在している方が責務を果たすようになるので、ま  
ずこの条文以外の内容でいうと、旅行等で来ていた方が協力してもらおうとか、そう  
いう形にはなる。

○中村委員 滞在というと旅行者ぐらいしか思い浮かばない。それも短期もあれば長  
期もあるかと思うが、責務ということになると、具体的なところがよく分からない  
が、犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努める、だから旅行者もそう  
いうふうに努めなければならないということになるのだと思う。ところが矢板市の  
条例でありながら、矢板市にふらっと来た人もその条例も全然知らない方も当然な  
がらそういう責務を負わされると、そういう考えになっているということで、そう  
いう解釈でいいか。

○生活環境課長 矢板市に旅行でふらっと来て滞在している方とかもその犯罪に関係  
していれば、全て責務を負っていただくということで対象になる。当然市も県もそ  
の部分まで協力してもらおうということになってくる。

○中村委員 解釈上はそうなるのだろうとは思いますが。

先ほどと関連するが、市民等の責務は努力義務だが、具体的にどういったことを市  
民がしなければいけないのか。

○生活環境課長 基本理念にのっとり、犯罪を受けられた方、遺族の方、そういう方  
に対しての十分な配慮の必要性が出てくる。当然、2次被害に遭わないようなこと

も必要だが、市民としてもその周りの方への配慮を果たしていただきたいので、この市民等の責務という内容になっている。

○中村委員 2次的な加害者にならないというのは当然だが、その2次的な被害を受けそうな方が仮にいたとしたら、それに対して何らかのアクションを起こさなければいけないような責務なのか。

○生活環境課長 市民に何かアクションを起こせというようなことではない。例えば、犯罪に絡むので捜査に協力するとか、公安サイドの捜査には協力していただく可能性が非常に高いので、そういうところも意味としては入っている。

○中村委員 この条例が制定された後の話だが、先ほど4月1日からということになるのでその準備があるようだが、先ほど佐貫委員からも話があった申請の話、仮に申請したらどれぐらいの期間で給付されるのか、その見込みを伺う。

○生活環境課長 詳細については、条例に基づいて規則を定める。事例が少なく、県でまだ3件ぐらいしかない。多分申請から概ね2か月程度とされているが、詳しいことは規則で定めるので、できるだけ被害者に寄り添うという形をとるので、速やかな支給に向けて取り組んでいきたいと考えている。

○中村委員 了解した。

次に、11条に人材の育成等ということで、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他必要な施策を講じるものとするところがあるので、当然他の条も含めて窓口の設置をすることになると思う。どこに窓口設置し、プライバシーの関係があるので、そういうものを保護するためにどういった窓口になるのか。これを途切れなくケアしていくというのが、他の条にも定めていて、そうなるとう然ながらスペシャリストを育成されるのか。要は専門的にやらないと、ずっとフォローしていけないのではないかと思う。だからそういった人材の育成と実際の窓口というのはどこにどういうふうなことをイメージしたらいいのか伺う。

○生活環境課長 窓口については、市の生活環境課が対応する。生活環境課内に消費生活センターに相談員を置いて数々の消費生活相談トラブル等に対応している。いずれはその専門員等の関係を共有させて、消費生活と絡んだプライバシーという観点からも消費生活センターはそれに対応しているので、課内で全て共有でなく消費生活センターと連携した共有を図っていきたい。

県においては被害者支援センターとちぎがスペシャリストの団体、被害を遭われた方の心に寄り添った対応を特化して行っている。矢板市も連携を図っていくので、当面は内部にいる消費生活センター専門相談員等で相談が来たときには受ける。県の被害者支援センターとちぎと情報を即連携して対応を行っていききたいと考える。

○中村委員 第4条に関係機関との連携があり、基本理念にのっとり、国、他の地方公共団体、警察と出てくるが、何となく普通でいくと県との連携が重要なので、国、県、その他の地方公共団体、そういった文言になりそうな気がするが、そこに県が入っていないのは何か意図的なものなのか。「他の地方公共団体」と並列で扱っているのか、ちょっと違和感があるので見解を伺う。

○生活環境課長 委員の解釈のとおり「他の地方公共団体」に栃木県が含まれるところで間違いないが、都道府県をまたがった状況、そういうこともあって、県をズバリというよりは、入れるのであれば都道府県とか、そういう広い範囲のものになる。県は「他の地方公共団体」の中に含まれると御理解していただきたい。

○中村委員 意味合い的にはいいとは思いますが、先ほど説明のあった被害者支援センターとちぎと連携を深めなければいけない、栃木県の機関と認識して聞いていたが、栃木県とのやりとり、連携が深いのだろうと思うので、そうするとやはり栃木県とあったほうが自然だという意味合いである。

○委員長 他に質疑はありませんか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 13 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決された。

### 議案第 19 号 矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○生活環境課長 議案書 49 ページをお開き願う。

(「議案書」の朗読を省略、改正の概要説明)

条文を省略し、一部改正について、新旧対照表に基づいて説明する。

条例の一部改正する趣旨については、先月 8 月の全員協議会にて報告したが、令和 3 年 7 月の静岡県熱海市で発生した、盛土が原因と見られる大規模な土砂災害に起因するものであり、県内でも県外からの土砂搬入が続いている状況であることから、一部では異臭を放つ改良土等も含まれ、市においても一刻も早くこれら搬入等防いで自治体の責務を果たさなければいけないということで、条例を一部改正するものである。

議案書 50 ページ以降の比較については、語句の修正、条文の項ずれ等の説明は省略させていただき、主な改正ポイントについて御説明する。

51 ページ、第 2 条の用語の定義について、第 2 号及び第 3 号に記載の面積要件、を現行の 1,000 m<sup>2</sup>から 500 m<sup>2</sup>に狭めるということになる。次の 52 ページの第 4 号では、改良土ということを加えている。

次の 53 ページ、第 6 条の 3 として、周辺住民への説明を追加している。

次に、許可基準の厳格化を図っていくために、54 ページからの第 7 条以降に許可

申請の手続きなどで追加項目を設けている。特に 57 ページになるが、第 8 条の許可基準の中に、第 1 項第 9 号において改良土ではないこと、第 10 号において栃木県内で発生したものであり、当該土砂等の採取場所から直接搬入されるものであること、を明記することにより、県外からの搬入を防ぎたいと考えている。

最後に、61 ページの第 19 条で、改良土または県外から搬入された土砂等の場合は、第 1 項第 4 号として許可の取り消しを追加することとする。

施行期日については、本定例会議に議決後、令和 4 年 10 月 1 日から施行とする。

説明は以上となる。

○委員長 これより議案第 19 号に対し質疑を行う。

質疑はあるか。

○中村委員 1 点目は、今まで 1,000 から 3,000 m<sup>2</sup>だったものを 500 m<sup>2</sup>にしている。熱海事故等を見れば少ないほうがいいとは思いますが、安全性を見たときの 500 m<sup>2</sup>にした根拠は何かあるのか。

○生活環境課長 現在、県内で土砂条例と言われるものを改正しており、先行する自治体が幾つかあり、熱海の件を受け昨年の 10 月に茂木町を皮切りに改正している。今現在八つあり、9 番目になるかと思うが、先行事例を調べたら、若干遅くはなっているが、県境八溝方面等を調べたところ大体面積要件が 500 m<sup>2</sup>に狭めている。それが 100 とか 200 m<sup>2</sup>という話になってくると、逆に建設事業の残土にも引っかかってきてしまい、現実的なところを考えると栃木県内と足並みをそろえていきたいというところもある。まずは近隣自治体の 500 m<sup>2</sup>を参考にして改正したところである。

○中村委員 確認になるが、今回の条例で 500 から 3,000 までの間は市の許認可ということになって、県内の土砂に限る形になっているが、3,000 m<sup>2</sup>を超える場合は県の扱いになっているが、県の扱いの部分では県外からの搬入は今可能なのか。

○生活環境課長 大きな面積の話、県条例に引っかかる案件で、県では条例改正していない。各自治体が、3,000 m<sup>2</sup>未満のところを 500 m<sup>2</sup>にして、県外からの搬入を防ぐ



ことなどを設けてきているが、県は条例を改正していないので、言葉がちょっと悪いが県外からの土砂も搬入は可能になっている。

ただ、県だと許可基準で水質、土壌の厳しい許可基準が設けて搬入している。大きな面積で大規模な搬入になってくるので、それなりの県の手続きを踏まえた中の搬入土となる。県としては条例改正をしてないので、言葉悪いが県外からも搬入可能だが、それなりの県の指導に基づいて厳格な基準で運用されるものと思っている。

○副委員長（掛下法示） 改良土というのがあまり馴染みのない言葉だが、定義を伺う。

○生活環境課長 改良土の定義ということで、議案書 52 ページの改良土で、土砂等にセメント石灰を混合して、化学的安定処理を行ったもの、簡単に言うと汚泥とかそういうものに石灰とかを混ぜて乾燥させて、汚泥を改良したものを持ってこられてしまっているという現況が多い。異臭を放ってしまうということもあるので、改良土という言葉の設けさせていただいた。

○宮本委員 57 ページの(10)に「ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。」という文言が入っているが、これは何かがあって入れるべき文言なのか、何か特殊なことがあった場合を想定して入れたものなのか、その辺のところをお伺いする。

○生活環境課長 このただし書きについては、特にこちらとしては、深く検討を進めてないけれども、このただし書きがないと、例えば公共事業等で面積がこの基準で引っかかってしまうものもあり、民間の事業者がこの条例があることで防げるけれども、公共事業の土砂もある程度該当してしまうので、ただし書きにより、ある程度市の関与する事業を該当させていただきたいと考える。内容について、ただし書きを他も参考にしたいけれども、こちらの意図として行っている事業とかもあり、ただし書きを加えたというようなものである。

○佐貫委員 熱海の事案での問題は、条例はあるけれども、市とか県からの業者への注意を聞かなかった、市とか県も強制力ある執行命令が下せなかったというところ

が問題と思っている。この条例を施行することで、強制的な執行命令は下せるようになるという認識でよろしいか。

○生活環境課長 命令については罰則規定等を設けている。既に今の市の条例でも、行政的な手続きを進めて、業者に措置命令をかけて、撤去命令を適用させることは今もできる。それを今回もっと厳しくすることで、行政的な手続きに少し時間がかかるが、今現在でも不法投棄されたものとか、面積を超えて捨てられているものとか、手続きを踏んでいるものもある。それらに対し撤去命令は当然かけ、その先には佐野市の事例では事業者の公表まで踏み切ったというようなところもある。実際目の前の土砂がすぐなくなるかと言われると、撤去命令をかけ、公表もするが、すぐなくなるかと言われるとなかなか行政的な手続きの限界がある。佐貫委員の質問の趣旨からいうと、今回面積が厳しくなって、行政の措置命令もかけて、罰則も適用させるという流れをさらに厳格に運用できるというようなことにはなる。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 19 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決された。

**議案第 14 号 矢板市議会議員及び矢板市長の選挙における選挙運動の公費負担に関**

## する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○選挙管理事務局長（柳田恭子） 議案書 16 ページをお開き願う。

（「議案書」の朗読の省略、改正の概要説明）

今回の改正については、公職選挙法施行令の一部改正により、根拠としております公費負担の限度額が、物価の変動に鑑み引き上げられたことから、矢板市議会議員及び矢板市町の選挙における選挙運動の公費負担に係る限度額を、国政選挙に準じて引き上げるための所要の改正を行うものである。

改正内容については3点である。

1点目については議案書 18 ページ、第4条第1項第2号中の選挙運動用自動車の1日当たりの使用に対し支払うべき金額の限度額、1万5,800円を1万6,100円に、19ページの燃料供給契約額7,560円を7,700円に引き上げるものである。

2点目については、議案書 19 ページと 20 ページ、第6条及び第8条中の選挙運動用ビラの作成について、1枚当たりの作成単価7円51銭を7円73銭に引き上げるものである。

3点目は議案書 21 ページ、第11条中の選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価525円6銭を541円31銭に、算定基礎に加算する額31万500円を31万6,250円にそれぞれ引き上げるものである。

施行期日については、公布の日からとする。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第14号に対し質疑を行う。

質疑はあるか。

○中村委員 市議会議員選挙は直近では3年前の選挙になるが、ざっくりどれぐらいアップするのか。

○選挙管理委員会事務局長 ざっくりというと、自動車借り上げについては、7日間で2,100円。燃料費は7日間で980円。ビラ印刷については4,000枚なので880円。ポスター印刷については、ポスター掲示場が128か所なので128枚で7,936円、トータルでこちらは全て公費負担の上限額が、1万1,896円の引き上げになる。

○中村委員 1候補者当たりか。

○選挙管理委員会事務局長 上限までいった場合、1候補者当たり1万1,896円である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決された。

## 議案第15号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 議案書23ページをお開き願う。

(「議案書」の朗読を省略、条例改正内容を説明。)

24ページに条例の改正案があるが、別表第1の15の項を改正するものである。

別表第1は、職員の特別休暇の原因となる事項を記載したものである。現在、男性職員は妻が出産する場合、出産予定日の6週間前から出産後8週間以内に特別休暇を5日の範囲内で取得できているが、今回の改正で出産後1年以内まで休

暇を取得できるように期間を拡大するものである。こちらは子供の出生後8週間以内における育児休業の取得が柔軟化されるということを踏まえ、男性職員の育児参加の促進を図るため改正されるものである。

施行日は令和4年10月1日からである。

○委員長 これより議案第15号に対し質疑を行う。

質疑はあるか。

○佐貫委員 男性職員の育休の幅が1年に広がったという認識をしているが、今の御時世5日で大丈夫なのか。それ以外に取る手段がしっかりと用意されているのか。

○総務課長 今回特別休暇として取得できるのが5日ということである。育児休業については、育児休業制度を使って取得できるという制度がある。今回の条例の改正につきましては、特別休暇の5日の改正である。

○佐貫委員 関連になるが、育児休業はどれぐらいなのかを教えていただきたい。

○総務課長 職員の育児休業は、法律で男女とも3年取得できるというような制度になっている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決された。

## 議案第16号 矢板市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 議案書 26 ページをお開き願う。

(「議案書」の朗読を省略、条例改正内容を説明。)

この改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴うものであり、法律等の改正において育児休業の取得回数の制限緩和が行われている。

育児休業については、現在、原則1回の取得であるが、改正により2回まで取得可能となる。また男性職員が対象となるが、子供の出生後8週間以内の育児休業は、現行では1回の取得が可能だが、今回の改正により2回まで取得可能となる。

今回提出した条例の一部改正は、法律改正を受け、主に非常勤職員に関する育児休業等の取扱いについての改正を行うものである。

27 ページからの条例の改正案について、主な内容を説明する。

初めに第2条の改正は、非常勤職員の子供の出生後8週間以内の育児休業を取得する場合の要件緩和に関するものである。現行は、非常勤職員の子が1歳6か月に達する日まで任用される予定である場合に育児休業を取得できとなっているが、28 ページになるが、出生後8週間以内の期間に育児休業を取得する場合には、出生から8週間プラス6か月を経過する日まで任用される予定である場合に、出生後8週間以内の期間での育児休業が取得できるようにするものである。

続いて30 ページの第2条の3、34 ページの第2条の4の改正は、非常勤職員の子が、1歳に達した日以降の育児休業の取得の柔軟化に関するものである。30 ページの第2条の3は1歳から1歳6か月までにおける規定である。34 ページにある第2条の4は1歳6か月から2歳までにおける規定である。現行は、それらの期間に育児休業を取得する場合、開始時点がそれぞれ1歳、または1歳6か月の時点から、育児休業が取得できると限定されている。そのため夫婦どちらかでしか取得できなかったが、今回の改正により、期間内に夫婦交代で取得できることや、同時に取得できるよ

うになるものである。なお、期間内に1回限りの取得となる。

そのほかの改正は法律等の改正に伴う用語の整理、または不要となった規定の削除等を行っている。

施行期日は令和4年10月1日からである。

○委員長 これより議案第16号に対し質疑を行う。

質疑はあるか。

○佐貫委員 上位法というか参照法の改正によってと課長がおっしゃっていたが、これはどの自治体も基本これに倣う、矢板市オリジナルで強化したポイントはないということによろしいか。

○総務課長 全国一律でなるものと思われる。

○佐貫委員 非常勤職員の方と正職員の方の差が出ている部分というのは、これで埋まったのか。まだこの部分は残っているというところがあったら教えていただきたい。

○総務課長 常勤職員と非常勤職員の差であるが、常勤の職員については先ほどの議案で説明したが3歳まで取れる。非常勤職員については、最大で2年というところである。こちらは任期がある程度決まっているところもあり、2年までなのかなというところである。

○佐貫委員 了解した。あとは本当に取りやすく運用されるよう願っている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決された。

#### 委員長報告

---

---

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

#### 閉 会

---

---

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(11:55)



矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長